

意見書第1号

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書
の提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年3月26日

提出者 産業厚生委員会委員長 野 畑 直

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）

ＴＰＰ交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、１２月にシンガポールで開催されたＴＰＰ閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理をはじめ政府の主要閣僚および与党幹部は、国会および自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。ＴＰＰは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ＩＳＤなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、ＴＰＰ交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請する。

記

- １．ＴＰＰ交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。
- ２．ＴＰＰ交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年３月２６日

鹿児島県阿久根市議会